

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		移動支援事業の制限又は停止
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 8 2 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話 : 048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市移動支援事業実施要綱第 2 1 条
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		